

平成 30（2018 年）●月●日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市障がい者施策推進審議会
会長 藤 原 里 佐

札幌市の障がい児支援体制の在り方について（答申）

平成 29 年 3 月 28 日付け札幌第 5739 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

1 諮問内容

札幌市の障がい児支援体制の在り方について

2 調査審議事項

- (1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方
- (2) 市有療育施設の在り方
- (3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

答申（札幌市の障がい児支援体制の在り方）

1 はじめに

平成 24 年に施行された改正児童福祉法では、障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにすること、及び引き続き、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されることを基本的な考え方とし、各種支援の質の確保を図ることを目的に、障害児通所支援体系の再編・一元化、放課後等デイサービスの創設など、障がい児支援の強化が図られた。

その中で、札幌市は、地域における障がい児支援の中核施設としての役割が求められる児童発達支援センターの在り方に係る方針を定めることにより、障がい児の地域における療育体制の確立を図ることとし、平成 24 年 10 月に「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）（以下「基本方針」という。）」を策定した。

現在、この基本方針を基に施策を進めているところであるが、障害児通所支援事業所の急増に伴う療育の質の低下の懸念、「公立児童発達支援センターあり方検討会議（以下「検討会議」という。）」からの中間報告（平成 28 年 6 月 3 日報告）、市有療育施設の老朽化など、札幌市の障がい児を取り巻く環境の変化に伴い、新たな課題も出てきているところである。

このような状況から、あらためて、障がい児支援体制の在り方について検討を行い、中長期的な視点に立った方向性を定める必要があるとして、平成 29 年 3 月 28 日に札幌市長から札幌市障がい者施策推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問があり、その後、審議会に臨時委員を置き、別に設置する障がい児支援体制検討部会（以下「部会」という。）で議論を重ね、ここに答申する運びとなった。

今後、札幌市の障がい児支援体制の更なる構築に向けて、本答申を踏まえた必要な取組が進められることを期待する。

2 調査審議事項について

部会では、次の 3 つの項目について調査審議を行った。概要は次のとおり。

(1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方

下表 1 のとおり、札幌市内には 9 か所の児童発達支援センターがあり、地域における障がい児支援の中核的な支援施設としての役割が求められている。

札幌市は、平成 24 年 10 月に基本方針を策定し、それに基づき、児童発達支援センターと障害児通所支援事業所による職員研修や事例検討という先進的な取組を実施して、市内外から評価を受けてきた。

一方、他の部分については、課題が残されており、更なる質の向上が求められることから、このたび、基本方針の検証を行い、児童発達支援センターの支援体制の在り方について、調査審議を行った。

【表1 札幌市内の児童発達支援センターの概要】

施設名称		運営主体	種別
1	児童発達支援センターさんりんしゃ	(福) はるにれの里	福祉型
2	ときわ発達支援センター	(特医) さっぽろ悠心の郷	福祉型
3	むぎのこ児童発達支援センター	(福) 麦の子会	福祉型
4	榆の会きらめきの里	(福) 榆の会	福祉型
5	たくあいアクティビティ「むう(夢)」	(福) 札幌協働福祉会	福祉型
6	札幌市みかほ整肢園	札幌市	医療型
7	札幌市ひまわり整肢園	札幌市	医療型
8	札幌市かしわ学園	札幌市	福祉型
9	札幌市はるにれ学園	札幌市	福祉型

(2) 市有療育施設の在り方

下表2及び3のとおり、札幌市内には、上記(1)6から9までの公立の児童発達支援センターを含む複数の市有療育施設がある。これらは、老朽化が進んでおり、建て替えや移転の可能性を考慮し、設置数や設置場所などについて、早期に検討を行うことが必要であることから、将来的な在り方について、調査審議を行った。

また、現在、検討会議からの中間報告に基づき、公立の児童発達支援センターに指定管理者制度を導入する方向で検討が進められており、今後は、児童発達支援センター以外の施設についても、指定管理者制度の導入を視野に入れて考える必要があること、また、他の指定都市では、類似施設に指定管理者制度を導入している実績があることから、札幌市子ども発達支援総合センター（下表2の3、以下「ちくたく」という。）に係る運営主体を含めた将来的な在り方について、調査審議を行った。

【表2 市有療育施設の概要】

施設名称		種別	
1	みかほ整肢園	医療型児童発達支援センター	
2	児童福祉 総合センター	はるにれ学園	福祉型児童発達支援センター
		発達医療センター	診療所
3	ちくたく	かしわ学園	福祉型児童発達支援センター
		ひまわり整肢園	医療型児童発達支援センター
		児童心理治療センター(ここらぼ)	児童心理治療施設
		自閉症児支援センター(さぼこ)	福祉型障害児入所施設
		子ども心身医療センター	診療所

【表3 市有療育施設の支援内容等及び対象となる子ども】

種別	施設名称	支援内容等	対象となる子ども ※ 特記がない場合は18歳未満
福祉型 児童発達支援 センター	はるにれ学園	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など（児童発達支援）を行う。 また、計画相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援も行う。	主に <u>知的・発達障がいのある未就学児</u>
	かしわ学園		
医療型 児童発達支援 センター	みかほ整肢園	児童発達支援及び治療（医療型児童発達支援）を行う。 また、計画相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援も行う。	主に <u>肢体不自由のある未就学児</u>
	ひまわり整肢園		
児童心理 治療施設	児童心理 治療センター (こころぼ)	一定期間入所し、併設されている分校との連携を図りながら、生活・心理支援を行う。 また、地域の子どもにも通所による心理支援も行う。	<u>心の悩み等</u> により地域や家庭での生活が困難と児童相談所が判断した子ども
福祉型障害児 入所施設	自閉症児 支援センター (さぽこ)	個別的な支援計画に基づく日常生活スキルに関する支援などを個々のペースに合わせて提供し、強度行動障害を有する自閉症の子どもたちの状態改善を図る。また、短期入所による支援も行う。	主に <u>自閉症</u> の子ども
診療所	発達医療センター	医学的に診断し、治療やリハビリテーション、家族支援等を行う。(小児科・整形外科)	<u>運動発達の遅れ</u> や <u>身体障がい</u> が疑われる子ども
	子ども心身 医療センター	医学的に診断し、心理治療やリハビリテーション、デイケア、家族支援、各種相談等を行う。(児童精神科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科)	<u>心身の発達に遅れ・障がい</u> が疑われる子どもや、 <u>心に悩み</u> を抱える子ども (児童精神科の初診は中学生まで)

(3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

医療的ケア児とは、平成 28 年 6 月に成立した改正児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項で「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」と規定されており、近年、新生児医療の発達により、都心部に NICU（新生児集中治療室）が増設され、以前なら出産直後に亡くなっていたケースであっても助かることが多くなってきたことから、増加傾向にあるとされている。

また、同項では、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、各地方公共団体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとするとしている。

このような状況から、医療的ケア児の支援体制に係る今後の方向性等について、調査審議を行った。

3 審議会の意見

上記 2 の調査審議事項について、次のとおり意見を申し述べる。

これらは、中長期的な視点に立った方向性についての意見であり、早期の実現は困難と思われるものも含んでいるが、札幌市は、障がいのある子どもたちのために、着実に実現していただくことを要望する。

(1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方

① 基本方針について、地域支援の充実を追記するなどの見直しを行い、機能の一層の充実を目指すべきである。

(説明)

札幌市は、平成 24 年 10 月に基本方針を策定し、それに基づき、児童発達支援センターと障害児通所支援事業所による支援ネットワークを構築し、職員研修や事例検討を行ってきた。

これは先進的な取組であり、市内外から評価を受けているものの、他の部分については、課題が残されており、まだやるべきことは多数ある。

よって、基本方針（主に方針体系）を見直し、地域における中核的支援施設として、機能の一層の充実を目指すべきである。

主な変更点は、次のとおり（詳細は、資料 5 及び資料 6 のとおり）。

ア 「家族支援の実施」について、追記が必要

イ 「相談支援の拠点」について、実態を踏まえた見直しが必要

ウ 「地域支援の充実」について、追記が必要

エ 児童発達支援センターを中心とした支援体制（社会資源）を図示することで、役割の明確化が必要

② 相談支援について、当該センターの利用者のための相談支援だけでなく、地域全体の子どもたちのために相談支援を実施すべきである。

(説明)

報酬面など、相談支援体制全体の在り方に課題はあるものの、児童発達支援セ

ンターは、当該センター利用者のための相談支援だけでなく、地域全体の子どもたちのために相談支援を実施する必要があることから、内側だけではなく、外側に向かって、地域支援を意識した相談支援を実施すべきである。

- ③ 児童発達支援センターの取組として、子育て上の不安や悩みの聞き取りや助言、子どもを支援する輪を広げるための橋渡し、家族支援プログラム（相談やペアレント・トレーニング等）の実施など、家族支援に力を入れるべきである。

（説明）

平成 29 年 7 月に厚生労働省が策定した「児童発達支援ガイドライン」では、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所は、「障害のある子どもを育てる家庭に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である」とされている。これに基づき、地域の中核的支援施設である児童発達支援センターは、家族支援の取組に力を入れるべきである。

(2) 市有療育施設の在り方

- ① 児童発達支援センターについて、1 区に 1 か所程度のバランスの良い配置が望ましい。

（説明）

札幌市内には、9 か所の児童発達支援センターがあるが、センターが 2 か所設置されている区がある一方、設置されていない区があるなど、必ずしもバランス良く配置されているわけではない現状である。

札幌市の人口規模から考えると、中核的な役割を發揮できるような体制作りのため、各区に 1 か所程度配置されるのが望ましく、公立の児童発達支援センターの在り方を含めて計画的に考えていく必要がある。

- ② 将来的に、ちくたくのような専門的な医療機能や入所機能を含む複合施設がもう 1 か所設置されるのが望ましい。

（説明）

重層的な支援体制の構築に当たって、専門的な医療機能や入所機能を含む複合施設が、ちくたく 1 か所では十分とはいえない。

将来的には、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所に作業療法士や理学療法士の派遣等を行うバックアップ機能を有し、また、利用者にとって通所及び入所しやすい施設の設置が望まれる。

- ③ ちくたくの構成施設のうち、診療所である子ども心身医療センターは、引き続き札幌市で運営すべきであるが、自閉症児支援センター（さぼこ）及び児童心理治療センター（ここらぼ）については、民間による運営を含め、将来的な在り方を検討すべきである。

（説明）

札幌市の児童精神科医療の歴史は、市立札幌病院（旧静療院）から続いているものであり、子ども心身医療センターは、その中心である誇りを持ち続け、引き

続き、札幌市で運営するのが望ましい。

一方、自閉症児支援センター（さぼこ）及び児童心理治療センター（ここらぼ）については、ニーズが高いにも関わらず、利用者が定員に達しておらず、また、希望者が入所できないという声が聞かれている。

このような状況から、これらの施設については、課題を整理し、民間による運営を含め、将来的な在り方を検討すべきである。

(3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

- ① 「医療的ケア児」について、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉えるべきである。

（説明）

「医療的ケア児」は、法律上の定義が必ずしも明確ではないが、障がい児施策の対象になるかどうかを問わず、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉え、議論を進めていく必要がある。

例えば、障害者手帳を保有していない子ども、障害福祉サービスの対象ではない子ども、自由に動ける子どもについても、医療的ケアを必要とさえしていれば、広く「医療的ケア児」と捉えるべきである。

- ② 医療的ケア児及びその保護者には、様々な悩みが複合的に存在していると思われる。まずはその実態を把握し、課題を整理すべきである。

（説明）

医療的ケア児の相当数は、身体障がい児、重症心身障がい児と重複していることが想定されるが、その実数は把握できていない。

また、医療的ケア児の抱える問題としては、受入れ先や小児在宅医療の担い手が少ないこと、保護者の負担が大きいことなどが考えられるが、その実態は不明確である。

このような状況から、ライフステージに合った課題を明らかにするため、まずは、ニーズや実情などを丁寧に調査し、把握する必要がある。

- ③ 今後については、自立支援協議会の子ども部会に設置される協議の場において、本答申内容を基に、詳細かつ活発な議論が行われることを期待する。

（説明）

本審議会において、本事項の詳細まで調査審議することは適当でなく、現実的にも難しい。よって、今後については、自立支援協議会の子ども部会に設置される協議の場（保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る場）において、本答申内容を基に、詳細かつ活発な議論が行われることを期待する。

4 添付資料

- (1) 資料1 部会委員名簿及び調査審議経緯
- (2) 資料2 諮問書（写）（平成29年3月28日諮問）
- (3) 資料3 基本方針（平成24年10月策定）
- (4) 資料4 検討会議からの中間報告（概要）（平成28年6月3日報告）
- (5) 資料5 障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）に係る方針体系の見直しについて
- (6) 資料6 （イメージ図）札幌市の障がい児支援体制（児童発達支援センターを中心とした社会資源）

部会委員名簿

氏名	所属団体等
上田 マリ子	日本発達障害ネットワーク北海道 会長
加藤 法子	社会福祉法人楡の会 総合施設長
菊池 洋子	札幌市手をつなぐ育成会 副会長
北川 聡子（副部会長）	社会福祉法人麦の子会 総合施設長 （札幌市自立支援協議会 子ども部会長）
才野 均	北海道立子ども総合医療・療育センター 総合発達支援センター長
藤原 里佐（部会長）	北星学園大学短期大学部 教授
古川 孝士	札幌地区児童発達支援連絡協議会
山田 幸広	社会福祉法人北翔会 相談室あゆみ （札幌市自立支援協議会 相談支援部会）
渡辺 あや子	札幌肢体不自由児者父母の会 会長

調査審議経緯

時期	内容
平成 29 年 3 月 28 日	札幌市長から札幌市障がい者施策推進審議会に諮問
7 月 11 日	第 1 回会議を開催
8 月 22 日	第 2 回会議を開催
9 月 19 日	第 3 回会議を開催
11 月 6 日	第 4 回会議を開催
12 月 14 日	第 5 回会議を開催
平成 30 年 3 月●日	答申

札幌第 5739 号

平成 29 年（2017 年）3 月 28 日

札幌市障がい者施策推進審議会
会長 藤原里佐様

札幌市長 秋元克広

札幌市の障がい児支援体制の在り方について（諮問）

障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）第 36 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり、札幌市障がい者施策推進審議会に諮問します。

記

1 諮問内容

札幌市の障がい児支援体制の在り方について

2 調査審議いただきたい内容

- (1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方
- (2) 市有療育施設の在り方
- (3) その他重要な事項

3 諮問に係る経緯

平成 24 年に施行された改正児童福祉法では、障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ることを目的に、障害児通所支援体系の再編・一元化、放課後等デイサービスの創設など、障がい児支援の強化が図られたところです。

その中で、札幌市は、地域における障がい児支援の中核施設としての役割が求められる児童発達支援センターの在り方を方針として定めることにより、障がい児の地域における療育体制の確立を図ることとし、平成 24 年 10 月に「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）」を策定しました。

現在、この方針をもとに施策を進めているところですが、障害児通所支援事業所の急増に伴う療育の質の低下の懸念、「公立児童発達支援センターあり方検討会議」からの中間報告、市有療育施設の老朽化など、札幌市の障がい児を取り巻く環境は変化し、新たな課題も出てきているところです。

このような状況から、あらためて、札幌市の障がい児支援体制の在り方について検討を行い、中長期的な視点に立った方向性を定める必要があると考えております。

障害児通所支援等の円滑な提供に向けた 児童発達支援センターのあり方（基本方針）

平成24年10月
札幌市

～ 目 次 ～

1	方針策定の趣旨	…… P 1
2	児童発達支援センターの役割（国の考え方）	…… P 2
3	方針の体系	…… P 3
	(1) 方針1 障がい種別に関わらない重層的な支援の拠点	…… P 5
	(2) 方針2 地域から必要とされる相談支援の拠点	…… P 6
	(3) 方針3 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築	…… P 7
4	参考	
	(1) 児童発達支援センターを通じた児童発達支援事業利用までの流れ	…… P 8
	(2) 方針策定の経過	…… P 9
	(3) 障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議委員名簿	…… P 10

SAPP_URO

笑顔になれる街

方針策定の趣旨

障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスの一つであった児童デイサービスは、平成 24 年 4 月の児童福祉法改正に伴い、同法に基づく障害児通所支援に位置づけられました。

これを受け、国が示す障害福祉計画策定の基本指針では、指定障害児通所支援や指定障害児相談支援の基盤整備など、障がい児支援に係る方針を各自治体において策定することが望ましいとされています。

札幌市においては、特に障害児通所支援事業所の数が全国で最も多い状況にあり、児童や保護者の選択の幅が広い一方、今後は療育の質の更なる向上が求められています。

そこで、地域の中核的な療育支援施設として期待される児童発達支援センター（旧知的障害児通園施設及び旧肢体不自由児通園施設）について、札幌市におけるあり方を方針として定めることにより、障がい児の地域における療育体制の確立を図ることとしたものです。

児童発達支援センターの役割（国の考え方）

《児童福祉法 第6条の2第2項（抜粋）》

児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与することをいう。



児童発達支援センター

10万人を目安に
複数カ所設置

- ◆ 障がい種別に関わらない適切な通所支援の提供
- ◆ 身近な障がい児支援の拠点となる地域支援の提供
 - ① 地域にいる障がい児やその家族への相談支援
 - ② 地域の障がい児を預かる施設への援助・助言
- ◆ 関係機関と連携を図ることによる地域支援体制の強化



専門的支援のノウハウ提供
(支援方法の共有・支援ネットワークの構築)



児童発達支援事業所

障がい児の
通所可能な範囲に
1カ所以上

- ◆ 身近な療育の場として支援の提供
- ◆ 児童発達支援センターとの支援ネットワークを活用し、必要な療育機会の確保

方針の体系

方針 1 障がい種別に関わらない重層的な支援の拠点

基本施策① 障がい種別に関わらない適切なサービスを実施する通所支援

基本施策② 関係機関との連携による重層的な支援

方針 2 地域から必要とされる相談支援の拠点

基本施策① 障害児通所支援利用に係る相談支援の実施

基本施策② 地域における障がい児支援に係る情報発信の場

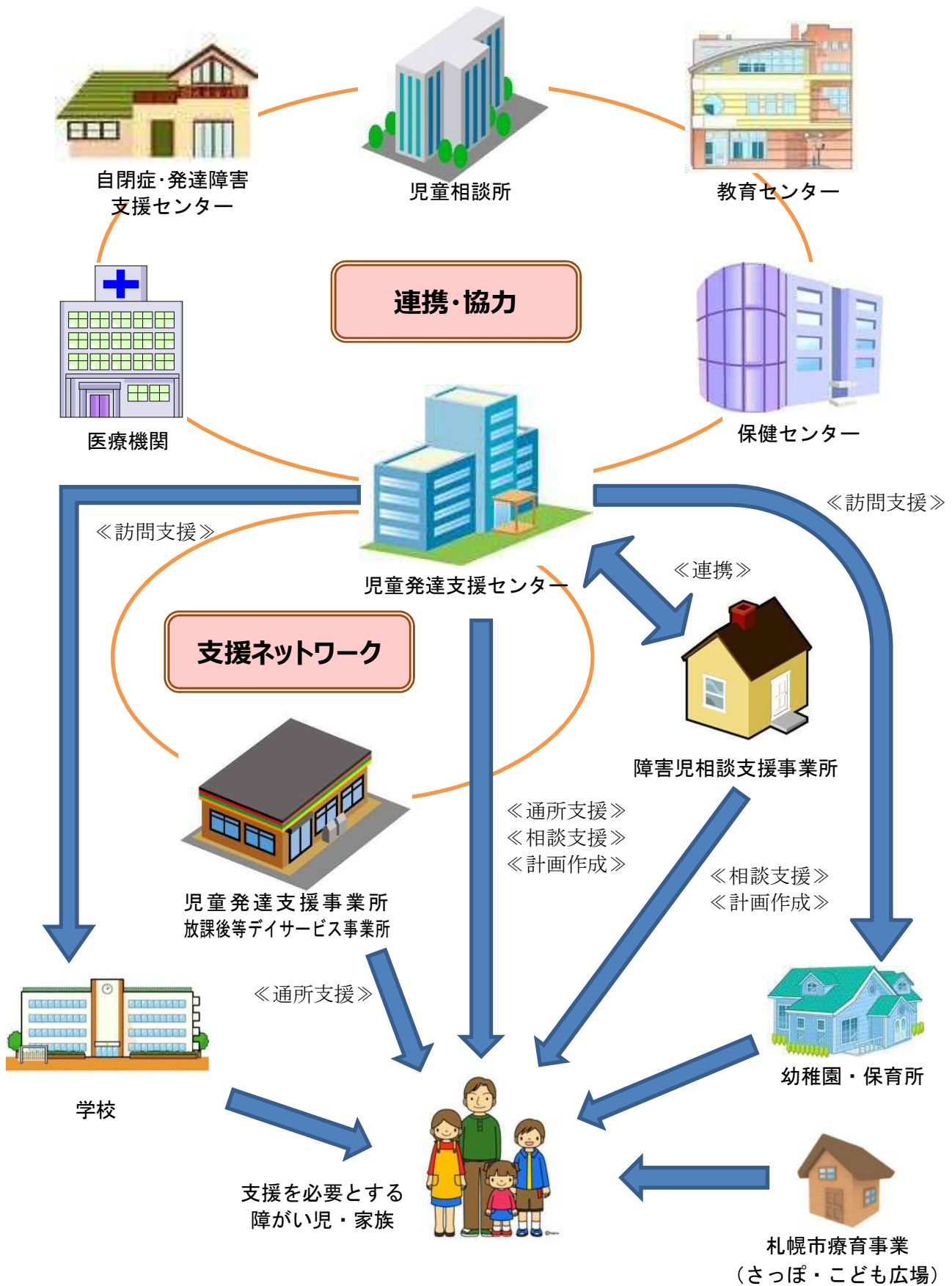
方針 3 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築

基本施策① 職員研修及び事例検討による支援技術の向上

基本施策② 来所や訪問による支援技術の提供

※ 支援体制のイメージについては、次ページ参照。

【イメージ図】児童発達支援センターを中心とした支援体制



方針1 障がい種別に関わらない重層的な支援の拠点

《現状と課題》

法改正までは、札幌市内の旧知的障害児通園施設（現児童発達支援センター）の対象児童を重度から中度の知的障がい児としていました。

新たに位置づけられた児童発達支援センターは、旧児童デイサービス（現児童発達支援事業所）と同一事業となり、法律上、対象児童についても、児童発達支援事業所と同じく、障がい種別に関わりなく受け入れることとなります。

《考え方》

児童発達支援センターの通所支援については、法の趣旨に基づき、障がい種別に関わりなく、様々な児童を受入れることが求められます。

特に、児童発達支援事業所での受入れが難しい児童については、児童発達支援センターが率先して受入れに努めることが必要となります。

また、こうした役割を担う児童発達支援センターは、その設置数はもとより、各センターの持つ機能面（福祉型・医療型など）にも着目して、バランス良く配置されることが望ましいと考えられます。

基本施策

基本施策① 障がい種別に関わらない適切なサービスを実施する通所支援

児童発達支援センターでは、児童発達支援事業所で受入れが難しい児童を率先して受入れることが求められます。

- ・ 重度から中度の知的障がい児（福祉型の例）
- ・ 肢体不自由児（医療型の例）
- ・ 重症心身障がい児（福祉型・医療型の例）

基本施策② 関係機関との連携による重層的な支援

関係機関との緊密な連携により、障がい特性に応じた一貫した支援を提供することが求められます。

- ・ 福祉（児童相談所、保育所、自閉症・発達障害支援センター、相談支援事業所等）
- ・ 教育（幼稚園、学校、教育センター等）
- ・ 医療（病院、診療所）
- ・ 保健（保健所、保健センター）

方針 2 地域から必要とされる相談支援の拠点

《現状と課題》

児童発達支援センターは、児童福祉法改正後3年以内（平成27年3月末まで）に障害児相談支援の指定を受ける必要があります。

法改正に併せて、地域で生活する障がい児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介、障害児支援利用計画の作成、情報の発信等を行うこととなります。

《考え方》

児童発達支援センターは、地域の中核的な相談機関として、障がい特性に応じた一貫した支援を提供できるよう、本人や家族に対する相談支援を実施するとともに、地域に向けた情報提供に取り組むことが求められます。

また、障害児支援利用計画については、地域にある障害児相談支援事業所との連携のもと、円滑に計画を作成することが必要となります。

基本施策

基本施策① 障害児通所支援利用に係る相談支援の実施

児童発達支援センターは、適切な療育が提供されるよう、関係機関と連携しながら相談支援を実施することが求められます。

- ・保健センターや札幌市療育事業（さっぽ・こども広場）等の関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がい特性に応じた事業所見学の促し
- ・障害児支援利用計画作成にあたっては、障害児相談支援事業所を紹介するとともに、その事業所へ情報提供の実施
- ・児童発達支援センターによる継続的支援が必要な児童への障害児支援利用計画の作成

基本施策② 地域における障がい児支援に係る情報発信の場

地域の中核的な相談機関として、療育に関する様々な情報のほか、医療・福祉・教育・就労などの総合的な情報提供を行うことが求められます。

- ・療育を支える様々な分野の情報集約
- ・本人や家族へ分かりやすい情報提供の工夫
- ・親の会などの支援団体の紹介
- ・地域の関係機関に対する研修等の情報提供

方針3 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築

《現状と課題》

札幌市内の障害児通所支援事業所数は全国で最も多く、児童や保護者の選択の幅が広い一方、今後は療育の質の更なる向上が求められます。

児童発達支援センターは、事業所に対する「専門的支援のノウハウ提供」に取り組み、センターを中心とした支援体制を構築することが望まれます。

《考え方》

児童発達支援センターにおいては、関係機関との支援ネットワークの構築により、支援技術向上に向けた研修体制を充実させ、事業所間の更なる連携強化を図るなど、療育の質の向上に向けた取組が必要となります。

基本施策

基本施策① 職員研修及び事例検討による支援技術の向上

児童発達支援センターは、支援ネットワークを活用して職員研修等を実施し、各事業所の支援技術の向上に取り組むことが求められます。

- ・ 児童発達支援センターと複数の事業所による支援ネットワークの構築
- ・ 定期的に勉強会（職員研修・事例検討）の実施
- ・ 定期的な児童発達支援センター間の会議実施による支援ネットワークの一層の推進

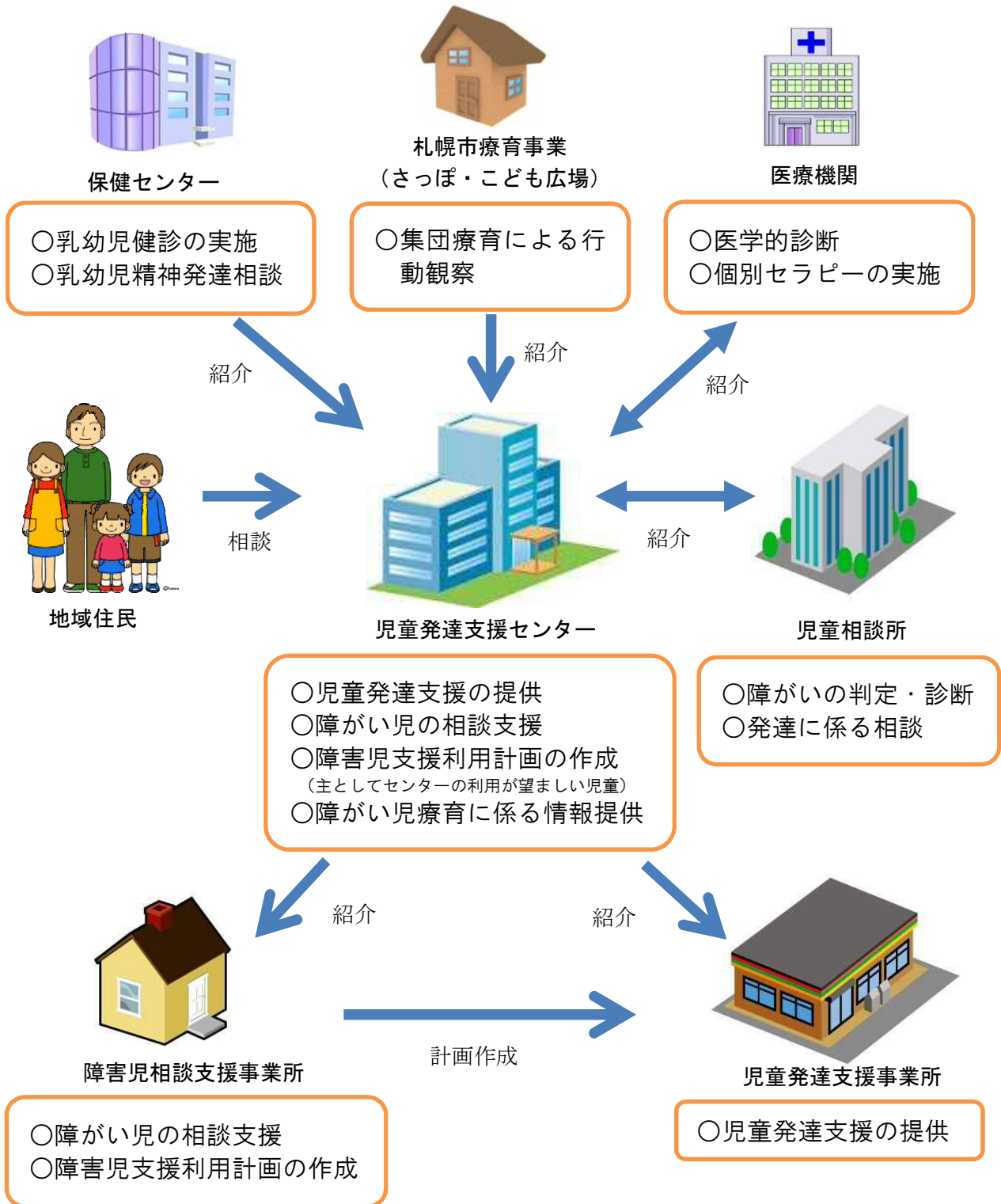
※ 事業所はいずれかの支援ネットワークに参加

基本施策② 来所や訪問による支援技術の提供

児童発達支援センターは、各事業所からの求めに応じて支援方法に対するアドバイスを行うなど、機関支援に取り組むことが望まれます。

- ・ 新規開設事業所等の職員に対する実地研修
- ・ 通所児童への個別支援に関するアドバイス（機関支援）

児童発達支援センターを通じた児童発達支援事業利用までの流れ



※ 児童発達支援センターを中心に見た場合のイメージ図であり、矢印にある紹介・相談を全てセンターが受けるということではありません。

方針策定の経過

《検討体制》

市役所内部での検討のほか、障がい児に関する福祉事業の従事者、障がい者団体の関係者、市役所職員で構成する「障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議」を設置し、方針策定に向けた検討を行いました。

《意見交換会》

障がい児施策に深く関わる障がい者団体の関係者、障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議委員及び市役所職員の3者で意見交換会を開催し、いただいたご意見等を本方針策定の参考としました。

【参加団体】(50音順)

- ① 札幌ADHDの会「いーよ」
- ② 札幌肢体不自由児者父母の会
- ③ 札幌市通園児父母連絡協議会
- ④ 札幌市手をつなぐ育成会
- ⑤ 札幌地区重症心身障害児(者)を守る会
- ⑥ 札幌ポプラ会
- ⑦ 北海道学習障害児・者親の会クローバー
- ⑧ 北海道高機能広汎性発達障害児者親の会（ドンマイの会）
- ⑨ 北海道小鳩会

《検討経過》

平成24年4月	・検討の開始
6月	・障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第1回） → 課題の整理
7月	・障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第2回） → 方針の検討
8月	・障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第3回） → 方針の検討
9月	・障がい者団体との意見交換会 ・障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議（第4回） → 方針の取りまとめ ・方針の決定

※ 随時、市役所関係部局における会議を実施

参 考

障害児通所支援等障がい児支援施策に係るあり方検討会議 委員名簿

(平成 24 年 9 月現在)

	氏 名	所属団体等
1	○ おおくぼ かおる 大久保 薫	相談室ぽぽ（障害児相談支援事業所）
2	かとう きよし 加藤 潔	札幌市自閉症・発達障害支援センター （発達障害者支援センター）
3	かとう のりこ 加藤 法子	きらめきの里（福祉型児童発達支援センター） こもれび園（医療型児童発達支援センター）
4	きくち ようこ 菊池 洋子	社団法人札幌市手をつなぐ育成会
5	きたがわ さとこ 北川 聡子	むぎのこ（福祉型児童発達支援センター）
6	さきょう まさよし 佐京 正義	札幌肢体不自由児者父母の会
7	◎ ふるかわ たかし 古川 孝士	札幌地区児童デイサービス事業所連絡協議会 児童デイサービスのび・のび（児童発達支援事業所）
8	さとう たつや 佐藤 達也	札幌市子ども未来局児童福祉総合センター 児童療育課長
9	たかはし 高橋 みゆき	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 自立支援担当課長

◎は議長、○は議長代理をそれぞれ表す。

札幌市公立児童発達支援センターのあり方検討会議 に関する「中間報告書」の概要について

1 方向性

- (1) 指定管理者制度の導入により、サービスの向上と柔軟な運営体制の構築を目指す。
- (2) まずは1施設（みかほ整肢園）に導入し、その実施効果等を検証しながら、順次、他の施設への導入を検討すべき。
- (3) 公立施設としての質の高いサービスの提供体制を確保しつつ、さらに、可能な限り、利用者のニーズに沿った、民間法人の柔軟な視点や工夫によるサービスの向上を目指していくべき。

2 導入の際の留意点

- (1) 現在のサービス水準の維持は絶対条件とし、利用者ニーズの実現など、さらなる機能の向上を目的とすること
- (2) 札幌市は積極的に指定管理者をサポートすること
- (3) 十分な引継期間を確保すること
- (4) 施設利用者は相当の不安を感じていることから、指定管理者制度の内容や上記(1)から(3)までの事項等について、丁寧に説明等を行い、理解を得ながら進めること

3 中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」の検討について

「みかほ整肢園」をはじめとする公立児童発達支援センターに指定管理者制度を導入するに当たっては、中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）（※）」との整合性を含めて検討することが有益である。

※ 障がい児に係る資源についての官民の役割（役割分担、連携方法等）をどのように整理するか、利用者の利便性を考慮すると「ちくたく」のような「発達支援総合センター」が市内にどの程度必要なのかなど。

4 最終報告に向けて

今後、指定管理者制度の導入による施設のあり方（サービスアップ項目（※））を利用者とともに検討し、これらのイメージを一定程度明確にしたうえで、最終報告とする。

※ 検討に当たっては、札幌市と施設利用者（保護者）との間で、丁寧な話し合いが進められることを要望する。

【札幌市公立児童発達支援センターあり方検討会議 検討委員】

区分	所属・職	氏名
学識経験者	北星学園大学短期大学部教授	藤原 里佐
福祉事業 従事者	きらめきの里 施設長	加藤 法子
	むぎのこ 総合施設長	北川 聡子
	札幌地区児童発達支援連絡協議会 会長	古川 孝士
関係団体等	一般社団法人 札幌市手をつなぐ育成会 副会長	菊池 洋子
	札幌市通園児連絡会 前代表	桜井 翠
	特定非営利活動法人札幌肢体不自由児者父母の会 会長	渡辺 あや子
行政（医師）	札幌市保健福祉局子ども発達支援総合センター 子ども心身医療担当部長	菅 和洋
行政	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長	嶋内 明 ◎

◎ 座長

【検 討 経 過】

日付	検討内容
平成 27 年 8 月 4 日	第 1 回 検討会議開催 ● 座長選出 ● 会議の目的、スケジュール等の確認
平成 27 年 11 月 30 日	第 2 回 検討会議開催 ● 利用者アンケートの結果（ニーズ）の検証 利用者説明会の結果と全国のセンターへのアンケート調査結果等を踏まえ、項目ごとにサービス水準のあるべき姿の検証
平成 28 年 2 月 9 日	第 3 回 検討会議開催 ● サービス水準等のあるべき姿のまとめ ● サービス水準等のあるべき姿を実現するための運営手法等の検討
平成 28 年 3 月 10 日	第 4 回 検討会議開催 ● 施設利用者からの意見等への考え方の検討
平成 28 年 4 月 28 日	第 5 回 検討会議開催 ● 今後の検討スケジュールについての検討 ● 中間報告書案の検討
平成 28 年 6 月 3 日	● 中間報告

障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）に係る方針体系の見直しについて

現在のもの（平成24年10月策定）		見直し後
方針1 障がい種別に関わらない重層的な支援の拠点		見直しなし
基本施策①	障がいの種別に関わらない適切なサービスを実施する通所支援	見直しなし
児童発達支援センターでは、児童発達支援事業所で受入れが難しい児童を率先して受入れることが求められます。		
基本施策②	関係機関との連携による重層的な支援	見直しなし
関係機関との緊密な連携により、障がい特性に応じた <u>一貫した支援</u> を提供することが求められます。		児童発達支援事業所、保健センター、相談支援事業所、札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）、札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）、札幌市児童相談所等との緊密な連携により、障がい特性に応じた重層的な支援を提供することが求められます。
		基本施策③ 家族支援の実施
		障がいのある子どもを育てる家庭に対して、障がいの特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、子育て上の不安や悩みの聞き取りや助言、子どもを支援する輪を広げるための橋渡し、家族支援プログラム（相談やペアレント・トレーニング等）の実施など、丁寧な家族支援を行うことが求められます。
方針2 地域から必要とされる相談支援の拠点		方針2 地域から必要とされる支援体制の構築
基本施策①	障害児通所支援利用に係る相談支援の実施	基本施策① 相談支援の実施
児童発達支援センターは、適切な療育が提供されるよう、関係機関と連携しながら相談支援を実施することが求められます。		児童発達支援センターは、適切な療育が提供されるよう、関係機関と連携しながら、 障害児通所支援利用に係る相談支援や事業所に対する相談支援 を実施することが求められます。
基本施策②	地域における障がい児支援に係る情報の発信の場	基本施策② 地域支援の充実
地域の中核的な相談機関として、療育に関する様々な情報のほか、医療・福祉・教育・就労などの総合的な情報提供を行うことが求められます。		障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、 保育所等訪問支援事業や障がい児等療育支援事業の実施、障がい児地域支援マネージャーとしての活動、自立支援協議会等への参加など 、保育所等の子育て支援機関等の関係機関との連携を深め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るための「地域支援」を行うことが求められます。
方針3 児童発達支援事業所や関係機関との支援ネットワークの構築		見直しなし
基本施策①	職員研修及び事例検討による支援技術の向上	見直しなし
児童発達支援センターは、支援ネットワークを活用して職員研修等を実施し、各事業所の支援技術の向上に取り組むことが求められます。		児童発達支援センターは、支援ネットワークを活用し、 ちくたく等の専門機関や児童発達支援事業所等と連携して 職員研修等を実施し、各事業所及び センター自身 の支援技術の向上に取り組むことが求められます。
基本施策②	来所や訪問による支援技術の提供	
児童発達支援センターは、各事業所からの求めに応じて支援方法に対するアドバイスをを行うなど、機関支援に取り組むことが望まれます。		見直しなし

(イメージ図) 札幌市の障がい児支援体制

児童発達支援センターを中心とした社会資源

資料 6

